

**新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに対する
各種お取扱いについて（保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置）**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司）は、[2020年3月18日付ニュースリリース](#)のとおり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまを対象とする取扱いを実施しております。これまでの緊急事態宣言発令状況等を踏まえ、保険料払込猶予期間の延長に関する追加の特別取扱いを実施いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. ご契約に対する特別お取扱いについて

（1）保険料払込猶予期間の延長措置

保険料のお払込みが困難な場合、契約者さまからのお申し出によりお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長いたします。

（追加措置：2020年6月11日更新）

①追加措置の対象となるご契約

上記の特別取扱いの適用をお申し出いただき、保険料払込猶予期間を延長（最長6ヵ月間）されているご契約を対象とします。

②保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置

上記①に該当し、その猶予期間内に通常通りのお払込みに戻ることが難しい場合、お客さまからのお申し出により、保険料払込猶予期間をさらに7ヵ月延長いたします。

※実施済みの6ヵ月と合わせ、最長13ヵ月（2021年4月末まで）

（2）保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付の請求手続きの簡易取扱（再掲）

保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付金の請求手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

（3）契約更新手続き期間の延長措置（再掲）

更新日が2020年3月17日以降に到来する個人保険のご契約で、契約更新のお手続きが困難な場合、契約者さまからのお申し出によりお手続きの期限を2020年9月30日まで延長いたします。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同様に入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合は、陽性・陰性にかかわらず、入院給付金の支払対象となります。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合は、疾病による死亡保険金の支払対象となります。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上